

議案第20号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。